

発議第6号 井原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例について

賛成の討論

12番 藤原浩司 議員

本発議案に賛成の立場で討論いたします。

議員等の報酬の改正において条例では、報酬審議会の答申をもとに市長が条例の改正案を上程するという流れを記載しています。これが、本来のあり方ではありますが、新聞等の報道にもありますように、市長は議会へ対応を委ねられました。

そこで、その後の全員協議会において再度協議を重ねた結果、当初全会一致で決定した下限の40万円の引き上げが多数意見となり発議されたところでございます。

また、施行日を令和4年度以降にすることで、経費削減効果は1,000万円を超えるところであり、報酬審議会の意見も考慮した発議案になっております。

市議会の最も重要な役割は、市政の健全な推進のためのチェック機能でございます。その役割を果たすこと、また担い手育成の一助としても今回の報酬改正は整合性が保たれていると思います。発議案に賛成の討論といたします。

15番 西田久志 議員

発議第6号について、賛成の立場で討論を行います。

昨年9月より、議長の諮問機関である議会改革特別委員会が17回もの会議を行い、各委員が市民の代表として報酬について協議した事項でございます。

その結果、報酬の金額を40万円から45万円という幅を設け決定いたしました。その最低金額である40万円に決定するのは、議会改革特別委員会の決定を尊重し、敬意を払う意味でも重要視するべきであります。

よって、議長、副議長、そして議員の報酬額は報告のとおり賛成いたします。

17番 大滝文則 議員

発議案に賛成の立場で討論いたします。

先程の賛成討論にもありましたように、市議会の最も重要な役割はチェック機能であります。9月議会では財源等を超えた補正予算が当初編成されるなどのこともあり、改めてその重さを感じるころでありました。

議員定数削減によっても、議会の批判・監視・牽制といった議会の最も重要な役割であるチェック機能を果たし、しっかりとした仕事をする、そして担い手育成の一助として今回の報酬改正は妥当と考え、発議案に賛成いたします。

反対の討論

6番 西村 慎次郎 議員

発議第6号について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は2点あります。

まず1点目は、報酬審議会の答申を最大限に尊重すべきということであります。

これは、令和元年9月に議会改革特別委員会を立ち上げ、議員報酬等について協議を重ねてきて、今年7月に、議会改革特別委員会の報告を受け、全員協議会において、正副議長を除く議員の月額報酬額は40万円～45万円とする。ただし、報酬審議会の答申を最大限尊重すると決定し、報酬審議会の答申に従うことを確認しております。

その後、報酬審議会において協議され、8月27日に、正副議長を除く議員の月額報酬額は現在の35万円から38万円へ引き上げてもよいという答申でありました。今までの議会活動に対する評価をいただいたと感謝しております。

報酬審議会の答申を最大限尊重すると決めて、報酬審議会開催を依頼し、その経緯も踏まえての結果でありますので、この答申に従うべきと考えます。

2点目の理由は、答申の報酬額と異なる額とするには、さらなる議会内での十分な議論と、市民に対して、十分な説明責任を果たしたうえで条例改正すべきで、このタイミングでの条例改正というのは時期尚早と考えます。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、現時点では、施行日を、令和4年4月1日と1年半後としていることから、今急いで、報酬審議会の答申と異なる報酬額を決定する必要はなく、市民にしっかりと説明責任を果たし、理解を得た後に行っても遅くはないと考えます。

よって、以上の2点を理由に、この発議第6号には反対であります。

18番 宮地 俊則 議員

ただいま発議された条例改正案に反対の討論をいたします。

井原市議会みずからが制定した、議会基本条例には「議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を参考に決定するものとする。」とされています。

このたびの議員報酬の改正に当たっては、議会側から報酬審議会の開催を要請し、協議いただいたものであります。この報酬審議会は、市内の公共的団体の代表者や学識者で構成されており、そこで出された結論、すなわち答申には市民の意見が凝縮されており、市民の意見そのものであると考えます。

報酬審議会の開催に当たり、市議会としての議員報酬の考え方を記した報告書を提出しております。そのまとめとして、議員の月額報酬額は、40万円～45万円とする。ただし、報酬額の決定に当たっては、井原市議会基本条例第22条の規定により、報酬審議会の答申を最大限尊重すると明記しております。

この、報酬審議会の答申を最大限尊重するとした意味は、普通に考えればその答申に従います、ということであります。

このたび発議された条例改正案は、議会の示した報酬額とは違えども、答申を最大限尊重するとしたものを、自らほごにすることになってしまいます。また、現在のコロナ禍で

大変な状況の中、市民の皆さんの理解を得ることは難しく、説明責任を果たすことは困難であると考えます。

よって、答申に反する本条例改正案には反対いたします。